

# 令和 6 年度看護関係予算概算要求について

令和 5 年 9 月  
厚生労働省

# 令和6年度 看護関係予算概算要求の概要

(括弧書きは前年度予算額)

## 1. 看護職員の資質向上等

### (1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

#### ① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

512百万円(541百万円)

「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援する。また、特定行為研修の指定研修機関の拡充を図るため、特定行為研修修了者や指定研修機関に関する情報収集とその提供、指定研修機関同士の連携体制の構築に必要な経費を支援する。

#### ② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

66百万円(66百万円)

指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に必要な経費を支援するとともに、特定行為研修修了者を対象とした特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

また、特定行為研修の受講者及び指定研修機関数の増加や修了者の活用をより一層図るため、特定行為研修修了者に係る医療の質に関するデータの収集や分析、データの活用方策の検討等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

#### ③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金27億円の内数

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

#### ④ 特定行為研修の組織定着化支援事業 **拡充**

177百万円(145百万円)

看護師への特定行為研修の受講と研修修了者の活動を推進する取組を組織的かつ継続的に実施する指定研修機関である医療機関等に対し、概ね3年以上の看護師に特定行為研修共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料等の費用や特定行為研修修了者が特定行為を実施できる体制整備等を目的とした委員会の設置、特定行為研修修了者へのメンターの配置等に必要な経費に対する支援を行う。

また、本事業の周知や取組の支援を目的としてシンポジウム・地域別ワークショップの開催等に必要な経費に対する支援を行う。

#### ⑤ 地域における特定行為実施体制推進事業 **新規**

31百万円(0百万円)

地域支援型の指定研修機関(仮称)が、地域版特定行為研修推進委員会を設置し、訪問看護ステーション等向けの長期型の研修プランの作成や実習場所の調整、訪問看護師等が特定行為研修受講中における代替要員の調整等を行うのに必要な経費に対する支援を行う。

また、郡市区医師会等が、地域標準手順書普及等推進委員会を設置し、標準的な手順書例を地域の実情に応じて調整し、その周知・広報等を行うのに必要な経費に対する支援を行う。

⑥ 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業 **新規**

1200万円（000万円）

タスク・シフト/シェアの推進に関する検討会において、看護師による特定行為の実施が医師の働き方改革の推進に資するものとされ、特に週労働時間が一定水準を超える医師の割合が多い外科・救急・麻酔科等の領域において、特定行為研修修了者の活用の推進が求められる。そこで、医学系学会等による「特定行為研修修了者の活用ガイド」の作成に向けた修了者の活動実態の調査・分析やワーキンググループの開催、「特定行為研修修了者の活用ガイド」の普及・周知のためのシンポジウムの開催等に必要な経費に対する支援を行う。

## （2）看護職員の資質向上推進

① ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業 1500万円（1500万円）

在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえた、医師による死亡診断等に必要情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行う。さらに、サテライトでの研修受講環境を整えるとともに、本研修の医師向けの研修等を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

② 看護教員等養成支援事業（通信制教育） 800万円（800万円）

看護教員等の養成における通信制教育（eラーニング）の実施に必要な経費に対する支援を行う。

③ 看護教員教務主任養成講習会事業 1100万円（1100万円）

看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に必要な経費に対する支援を行う。

## （3）看護業務の効率化に向けた取組の推進

看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業 **新規**

1450万円（000万円）

看護師等養成所や看護現場におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化を促進するため、看護師等養成所や病院・訪問看護ステーション等におけるICT機器の円滑な導入等の支援やその効果検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

## 2. 看護職員の確保対策等

- ① 中央ナースセンター事業 235百万円（235百万円）  
看護職確保対策の推進を図るため、求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等に必要な経費に対する支援を行う。
- ② 災害・感染症に係る看護職員等確保事業 56百万円（53百万円）  
災害や新興感染症の発生に際して、都道府県が迅速に看護職員の確保を図れるよう、他の医療機関への派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成・リスト化を進めるとともに、全国レベルで派遣調整できる体制を整備する。
- ③ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 ※医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数  
都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、ハローワークと連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 看護職員確保対策特別事業 44百万円（44百万円）  
看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に必要な経費に対する支援を行う。
- ⑤ 助産師活用推進事業 ※医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数  
医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ⑥ 新人看護職員等の就業継続支援事業 **新規** 29百万円（0百万円）  
新人看護職員等の離職防止・就労の継続を目的として、メタバース（仮想空間）の設置、運営及び管理や、メタバース（仮想空間）内にコミュニケーションを相互でとれる場や自己研鑽できる場の設置、研修会の開催等のコンテンツを作成するために必要な経費に対する支援を行う。
- ⑦ 医療専門職支援人材確保・定着支援事業 10百万円（10百万円）  
医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

### 3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

#### (1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

- |  |                 |
|--|-----------------|
|  | 167百万円 (166百万円) |
| ① 外国人看護師受入支援事業   | 63百万円 (63百万円)   |
| 外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に必要な経費に対する支援を行う。  |                 |
| ② 外国人看護師候補者学習支援事業  | 104百万円 (104百万円) |
| 外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に必要な経費に対する支援を行う。 |                 |

#### (2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

※医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に必要な経費に対する支援を行う。

## 4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

### (1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

事項要求（75,077百万円）

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携に関する取組と併せて、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保に関する取組についても、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、大学病院等からの医療機関に対する医師派遣の充実、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための更なる支援を行う。

#### (参考) 【対象事業】

##### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

##### ② 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う事業。

##### ③ 居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

##### ④ 医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

##### ⑤ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業（勤務医の労働時間短縮の推進）。

## **(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業（例）**

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
  - 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
  - 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
  - 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援
- ③ 医療従事者の確保に関する事業
  - 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
  - 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
  - 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
  - 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
  - 看護師宿舍の整備に対する支援
  - 看護職員の就労環境改善（多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など）に対する支援
  - 看護職員の勤務環境改善のための施設整備（病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設）に対する支援
  - 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
  - 医療勤務環境改善支援センターの運営

## 5. その他

### 看護職員も含めた医療従事者に対する各種研修等事業

【医政局地域医療計画課分】

- ① 救急医療業務実地修練等経費
  - ・ 看護師救急医療業務実地修練 ※救急医療業務実地修練等経費 15百万円の内数  
救急看護業務を担う看護師の日常の救急看護能力の向上を図るとともに、救急外来等において、患者をトリアージできる知能・技能を習得するための研修を行う。
  - ・ 保健師等救急医療等指導者講習会 ※救急医療業務実地修練等経費 15百万円の内数  
保健所勤務保健師等を対象に、救急蘇生法等を教える指導者の養成を図るための講習会を実施する。
- ② ドクターヘリ事業従事者研修事業 7百万円（7百万円）  
ドクターヘリという特殊な場所において高度な救急医療を提供できる医師・看護師等の養成・育成を図るための研修を行う。
- ③ 外傷外科医等養成研修事業 15百万円（13百万円）  
重傷外傷の治療を担う医師・看護師を養成するため、重傷外傷に迅速かつ適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るための研修の実施に対する支援を行う。
- ④ NBC災害・テロ対策研修事業 7百万円（7百万円）  
NBC（核、生物、化学）災害及びテロ発生時に適切な対応ができる医師等を養成するため、NBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を行う。
- ⑤ 災害派遣医療チーム（DMAT）研修事業 ※DMAT体制整備事業 997百万円の内数  
災害急性期（発生後48時間以内）において、被災地で医療を提供するDMAT隊員（医師・看護師・業務調整員）を養成するための研修を行う。
- ⑥ 災害時小児周産期リエゾン養成研修事業 10百万円（10百万円）  
災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーターをサポートする者を養成するための研修を行う。  
令和5年度からは、従来の研修に加えて、都道府県保健医療調整本部での活動等を想定した演習により、リエゾンの技能維持・向上を図るとともに、災害訓練の開催等に関する講義により、自都道府県における自律的な災害研修の運営を目標とした研修を行う。
- ⑦ 在宅医療関連講師人材養成事業 21百万円（21百万円）  
小児を含む在宅医療、訪問看護の推進に資する、専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成の取組を主導できる講師人材の養成等を行う。
- ⑧ 人生の最終段階における医療・ケア体制整備等事業 60百万円（60百万円）  
本人の意思を尊重した人生の最終段階における医療・ケアを実現するため、本人や家族等の相談にのる医療従事者の育成研修等を行う。
- ⑨ 院内感染対策講習会事業 18百万円（12百万円）  
医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策を実施するため、医療従事者を対象として組織的な対応方針の指示や教育等についての講習会を実施する。



# 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

## 事業目的

令和6年度概算要求額 5.1億円（令和5年度予算額 5.4億円）

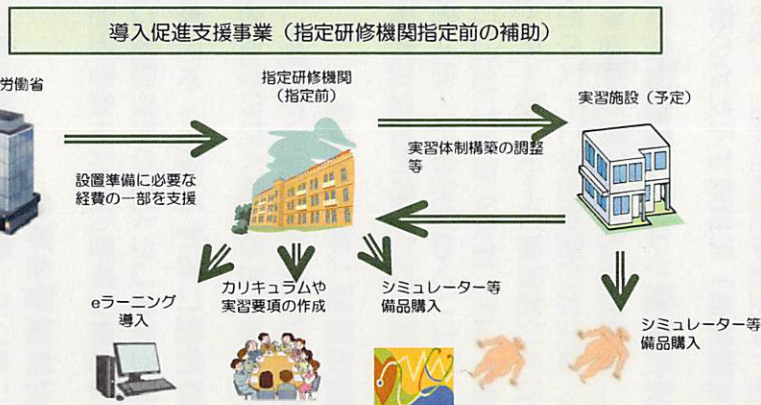
- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

## 事業概要

### 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

91,539千円（111,335千円）

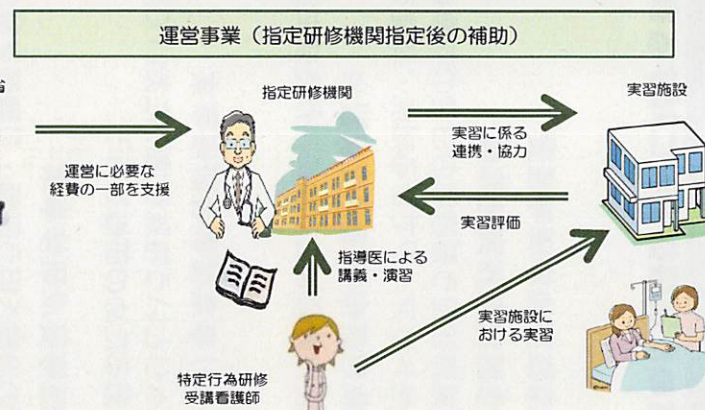
指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。  
【補助先：指定研修予定機関】



### 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

409,247千円（418,018千円）

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。  
【補助先：指定研修機関】



### 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円（11,685千円）

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

# 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和6年度概算要求額 66百万円 (66百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成と特定行為を実践していくための研修修了後のフォローアップが重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成及び、修了者のスキルの維持、向上を目指す。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加、特定行為研修修了者の一層の活用の推進を図るため、特定行為研修に対する現場のニーズや特定行為研修修了者の活動の実態、介護保険施設等における研修の受講状況等、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

## 2 事業の概要

### 指導者育成等事業

特定行為研修における指導者(主に指定研修機関や実習施設における指導者)向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

#### ○指導者等育成

- ・ 目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・ 概要：
  - ①指導者(予定者含む)に対して、指導者としての知識・技術の向上を目指す指導者講習会を実施
  - ②特定行為研修修了者を対象とした、修了者が特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会を実施
- ・ 補助先：公募により選定された団体
- ・ 備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定



#### ○指導者リーダー育成

- ・ 目的：指導者講習会を企画・実施する者(リーダー)を育成する
- ・ 概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・ 補助先：公募により選定された団体

### 実態調査・分析事業

#### 【調査・分析等の内容】

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ② 指定研修機関及び協力施設(実習施設)における研修についての実態調査及び分析等
- ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ④ 特定行為研修修了者による活動の効果等の医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
- ⑤ 調査結果の公表・周知 等

◆補助先：公募により選定された団体

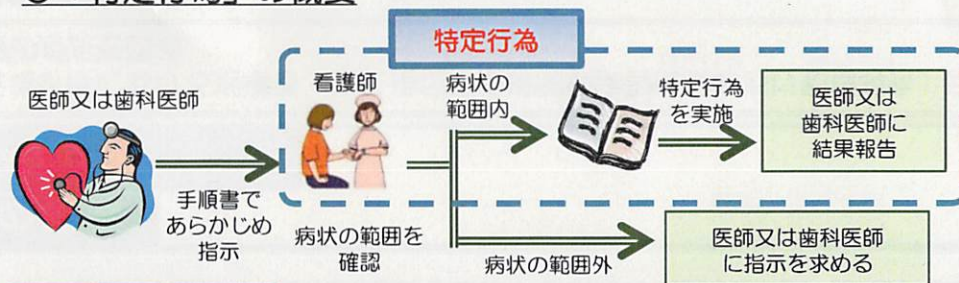
# 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和6年度概算要求額（令和5年度予算額）医療提供体制施設整備交付金27億円の内数  
（医療提供体制施設整備交付金26億円の内数）

## 事業目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

## ○「特定行為」の概要



## ○研修実施方法の概要



## 事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

# 特定行為研修の組織定着化支援事業

令和6年度概算要求額：1.8億円（1.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了生の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため指定研修機関である医療機関等において、**組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了生の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援し**、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。
- 本事業は令和5年度に各県1カ所程度の実施を見込んで予算計上されたが、**指定研修機関からのニーズも高く、更なる特定行為研修修了者の活用の促進を図るため、実施カ所数の拡充を行うものである。**

## 2 事業の概要等

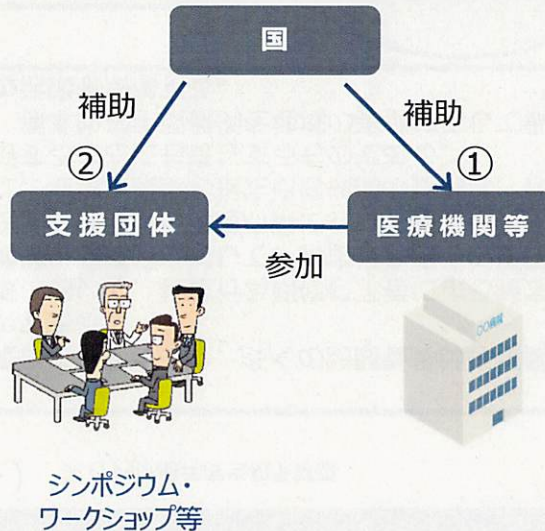
- ① 指定研修機関である医療機関等に対し、概ね3年以上の看護師に共通科目の学習機会を提供するためのEラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催する。

- 実施主体：① 医療機関である指定研修機関等又は医療機関を運営する指定研修機関  
② 関係団体
- 補助率：①1/2 ②10/10

### 事業スキーム

#### ②支援団体の取組

- 【シンポジウム】対象:全医療機関  
○ 本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催（1回）
- 【ワークショップ】対象:本事業を実施する医療機関（看護部長等）  
○ 本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催（全3回）
- 1回目：各医療機関の取組や年間スケジュール等の共有
  - 2回目：取組の進捗や課題の共有及び意見交換の実施、中間報告
  - 3回目：取組の最終報告、次年度に向けた課題や計画の共有



#### ①医療機関等の取組（補助要件）全て必須

- (1) 特定行為研修推進委員会の設置  
・組織内共通の手順書の作成・見直し  
・安全な特定行為の実施の確認 等
- (2) 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置  
・特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供  
・臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応
- (3) 概ね卒後3年以上の経験を有する看護師にEラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会の提供
- (4) 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業により実施されるワークショップ等への参加

#### ■ 修了生が特定行為を実施していない理由（複数回答）（N=431）



【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」：特定行為研修修了生に対するアンケート調査（N=1,364、回収率82.5%）

# 地域における特定行為実施体制推進事業

令和6年度概算要求額 31百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 地域における特定行為研修修了者の養成・確保にあたっては、多くの訪問看護師等が働きながらそれぞれの生活圏で特定行為研修を受講できるよう、特定行為研修の受講体制の整備を推進することが不可欠である。
- 今後の在宅医療ニーズの増大を踏まえ、地域において、特定行為研修修了者による特定行為が実施される体制を構築するため、**訪問看護ステーション、介護施設、指定研修機関以外の医療機関等に勤務する地域の看護師に対して、特定行為研修の受講支援等を行う指定研修機関（本事業においては「地域支援型の指定研修機関」という。）の整備を推進する。**第8次医療計画では、都道府県における特定行為研修修了者数の目標値を設定しているところであり、当事業は地域における特定行為研修修了者の増加に寄与する。また、地域支援型の指定研修機関の整備は、代替職員の確保を調整することから、訪問看護師の特定行為研修受講中における地域の訪問看護サービス提供体制を維持することにも寄与するものである。
- 診療所等の医師が手順書を活用できるよう、標準的な手順書例を地域の実情に応じて調整・周知すること等により、修了者が円滑に特定行為を実施できる体制を構築し、**地域における特定行為研修修了者の活躍を推進する。**

## 2 事業の概要

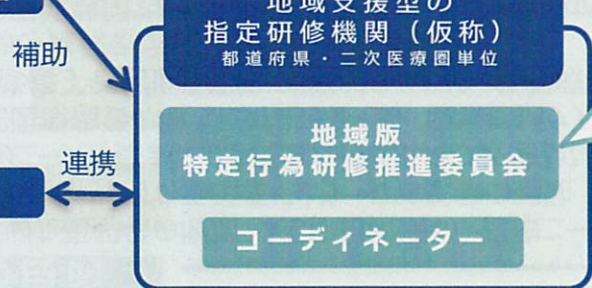
### 地域支援型の指定研修機関推進事業

特定行為研修受講の体制整備

地域における特定行為研修実施体制を推進するため、指定研修機関に対し、以下の体制構築にかかる費用を補助する。

- 地域版特定行為研修推進委員会の設置（都道府県、二次医療圏単位）
- 地域の看護師の研修受講等を支援するコーディネーターの配置

厚生労働省



#### 【具体的な取組例】

- 訪問看護STの看護師の実習場所の調整
- 代替職員の調整・確保
- 訪問看護ST等向けの長期型の研修プランの検討、作成 等

### 地域標準手順書普及等事業

特定行為研修修了者の活躍推進

訪問看護ステーション等の修了者の活躍を推進するため、郡市区医師会等に対し、以下の取組にかかる費用を補助する。

- 地域標準手順書普及等推進委員会の設置（郡市区医師会単位）
- 標準的な手順書例（在宅パッケージに含まれる行為）の地域の実情に応じた調整・周知等
- 地域向けの特定行為に係る周知・広報 等

※訪問看護STが手順書の手交を受けることが想定される圏域

厚生労働省



## 3 実施主体等

実施主体：指定研修機関 補助率：1 / 2

実施主体：郡市区医師会等 補助率：10 / 10

# 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業

令和6年度概算要求額 12百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 2024年4月以降、医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に伴う対応として、タスク・シフト/シェアの推進に関する検討会において、看護師による特定行為の実施が医師の働き方改革の推進に資するものの1つとして挙げられている。
- 特に外科・救急・麻酔等の個別領域においては、週労働時間が一定水準を超える医師の割合が多い傾向にあり、これらの領域においては領域別パッケージ研修の修了者を含む特定行為※研修修了者（以下、「修了者」）の活用が医師の労働時間短縮に有効であるが、現場で修了者が十分に活動ができていない実態もある。修了者の活躍推進には現場の医師の理解及び連携強化が不可欠である。
- このため、本事業は外科・救急・麻酔科等の領域別のタスク・シフト/シェアの推進等を目的とし、医学系学会等が、各領域における医師向けの特定行為研修修了者の活用ガイドを作成・周知を図る。さらに、本事業で作成した活用ガイドを活用し学会等を通じて医師の指導者講習会の受講推進を行うことによって指導者の確保・育成を図る。

※特定行為：診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38行為

## 2 事業の概要・スキーム

あ

- 各学会が特定行為研修修了者の活動実態を踏まえ、各学会が効果的な修了者の活用の在り方を検討し医師向けの「各学会における特定行為研修修了者の活用ガイド」を作成・周知する。なお、活用ガイドは領域別パッケージ等の活動に関連する一連の行為に着目して作成する。
- 作成したガイドを活用し、学会会員等の医師に対する周知及び特定行為研修指導者講習会の受講推進等を行う。

領域別パッケージ※		
※その領域に対応する複数の特定行為区分に係る研修をパッケージ化したもの		
外科系基本領域	集中治療領域	救急領域
外科術後病棟管理領域	術中麻酔管理領域	在宅・慢性期領域

### 医学系学会等

厚生労働省

補助



(1) 特定行為研修修了者活用推進ワーキンググループの設置・開催



(2) 活用ガイドの作成・周知等

### 【医学系学会等の取組】

- (1) 医学系学会等に特定行為研修修了者の活用に関するワーキングを設置・開催する
- (2) 学会員の医師が特定行為研修修了者を学会の領域において活用するためのガイドを作成・周知する
  - ・活用ガイドには学会が推奨する領域別パッケージ研修等の領域を提示する
  - ・作成した活用ガイドを周知するためのシンポジウム等を開催する
  - ・学会員の医師等に対し、特定行為研修指導者講習会の受講を推進する

## 3 実施主体等

実施主体 : 医学系学会等 補助率 : 10/10

# ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

令和6年度概算要求額（令和5年度予算額）15百万円（15百万円）

## 背景・事業目的

- 最後の診察から24時間経過後に患者が死亡した場合、医師は、対面で死後診察をした後、死亡診断書を交付している。
- 一方で、看取りのため住み慣れた場所を離れ病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘がある。

## 規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過していても、以下のa～eの全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。

- 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」策定（医政発0912第1号 平成29年9月12日医政局長通知）  
H28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」に基づきガイドラインを策定。

患者や家族が希望する、  
住み慣れた場所での  
穏やかな看取りの実現

## 事業概要

### ICTを活用した在宅看取りに関する研修事業

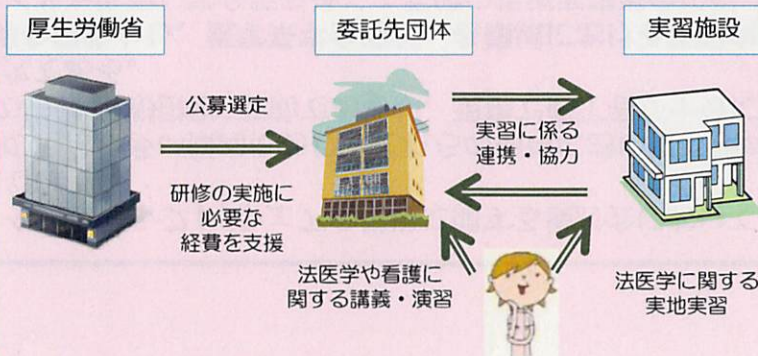
『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修』の実施

#### 講義・演習

- ◆法医学に関する一般的事項  
死因究明・死因統計制度、死因論、内因性急死、外因死
- ◆ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令
- ◆ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方  
(意思決定支援含む。)
- ◆実際に使用する機器を用いたシミュレーション

#### 実地研修

- ◆2体以上の死体検案  
又は解剖への立ち会い



※上記「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき実施

# 看護教員及び実習指導者の資質向上

看護教員等養成支援事業（通信制教育）令和6年度概算要求額（令和5年度予算額）8百万円（8百万円）

## 事業目的

eラーニング（看護教員等養成支援事業（通信制教育）学習サポートシステム）を活用することにより、専任教員養成講習会及び実習指導者講習会の受講機会を拡大し、教員及び実習指導者の確保を目的とする。

## 事業概要

専任教員養成講習会実施要領（「看護教員に関する講習会の実施要領について」令和2年9月24日医政発0924第3号医政局長通知）によって実施される専任教員養成講習会及び保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（令和2年9月24日医政発0924第5号医政局長通知）によって実施される実習指導者講習会の一部の教育内容について、実施団体が学習システムを運用し、通信制教育（eラーニング）を行う。具体的内容は以下のとおり。

### ① eラーニングコースの運用

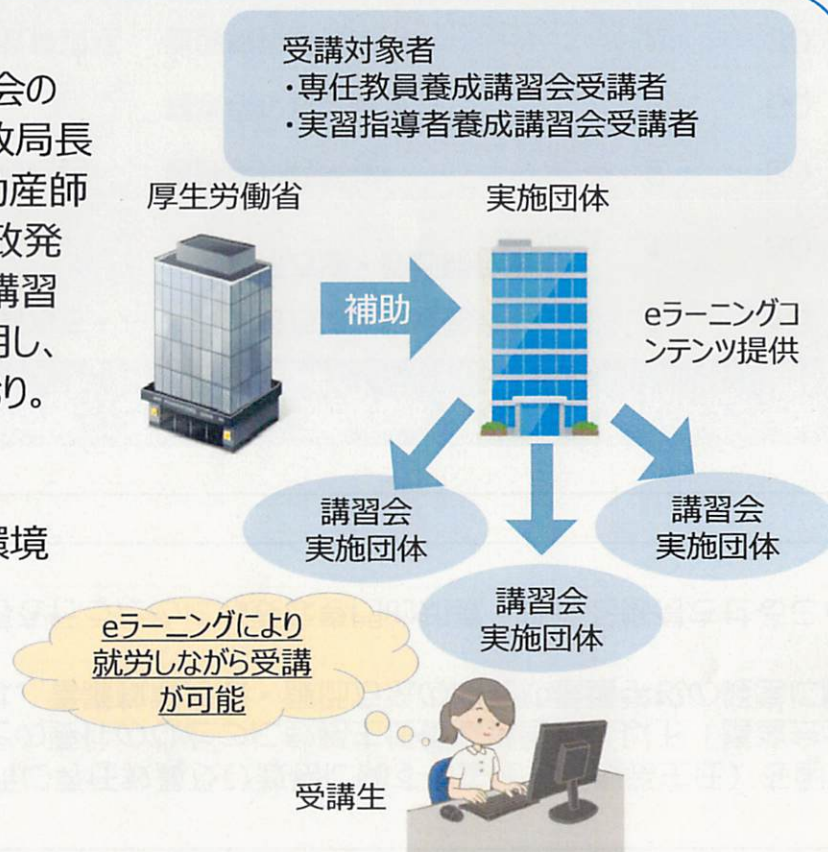
複数の受講者が同日・同時間に受講することが可能な運用環境整備

### ② 問い合わせに対する体制整備

eラーニングコースの受講に関する問い合わせの対応 等

### ③ 管理機能の提供

受講者の受講進捗状況、質問内容、受講成績等の集計



## 委託先

公募により選定した団体



# 看護教員教務主任養成講習会事業

令和6年度概算要求額（令和5年度予算額） 11百万円（11百万円）

## 事業目的

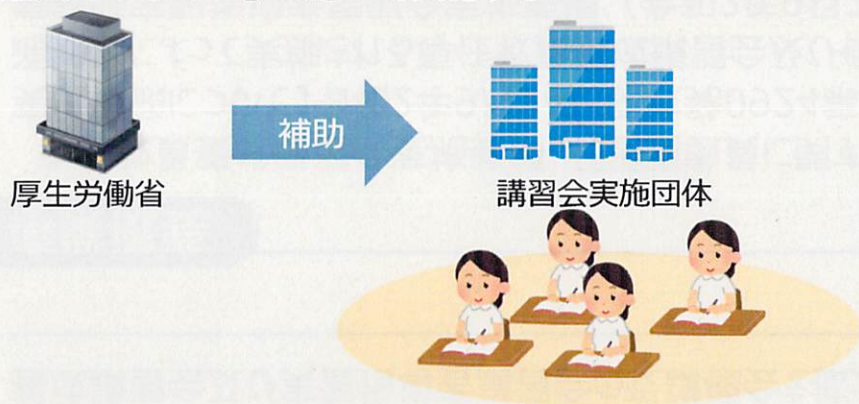
保健師助産師看護師学校養成所指定規則において、看護師学校養成所に専任教員及び教務に関する主任者（教務主任）を配置することが規定されている。教務主任にはいくつかの要件があり、その要件のひとつに教務主任養成講習会（以下「講習会」という。）を修了することが規定されている。教務主任養成講習会では、看護教育方法・評価方法の開発や看護学校の経営に関する科目など、看護教育の質の向上に資する教育が求められている。

そこで本事業は、看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした講習会の実施に必要な経費を支援する。

## 事業概要等

### 【講習会の実施】

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」に沿って実施する



教育内容	授業内容	単位数	時間数
看護教育方法・評価開発	看護教育方法・評価開発*	1	15
	看護教育方法・評価開発演習	1	30
看護学校経営	看護学校経営論*	2	30
	看護学校経営論演習	2	60
看護学教育課程開発	看護教育課程開発	2	30
	看護教育課程開発演習	3	90
合計		11	255

\* eラーニング活用可能

### 教務主任について

- ・専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること（保健師助産師看護師学校養成所指定規則）
- ・教務主任となることができる者は、①専任教員の経験を3年以上有する者 ②厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者のいずれかとしている。（看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて 医政発0331第21号）
- ・教務主任は、リーダーとして看護師等養成所の教育課題を分析し、課題解決を図る。また、カリキュラム運営の先進者となることが役割として求められる。（専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン）

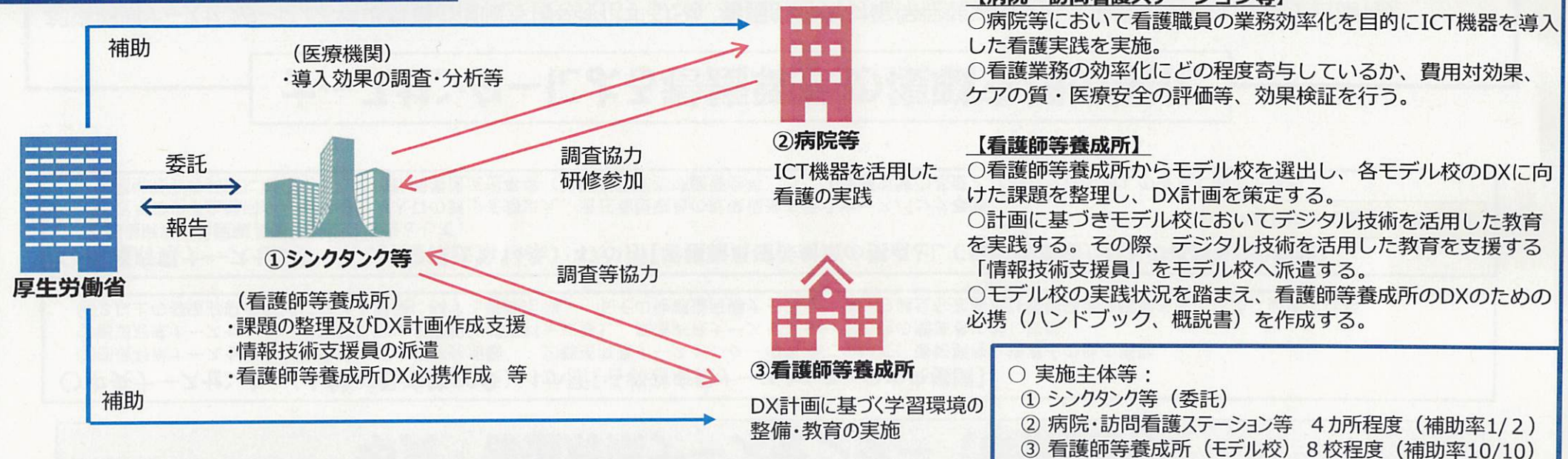
# 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業

令和6年度概算要求額 1.4億円（-）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 2024年4月からの医師の労働時間上限規制開始に伴い、タスクシフト・タスクシェアが推進されているところであり、これまで以上に看護業務効率化や生産性向上が必要となっている。
- これまで「看護業務効率化先進事例収集・周知事業」において、先駆的な取組の収集や、汎用性が高く効果のある取組の周知などを行ってきたが、現場においては看護記録・情報共有等の間接的な業務時間が長く、本来行われるべき療養上の世話や診療の補助等の、直接的なケアの時間確保が困難となっている。
- 加えて、近年は新人看護職員の育成については、これまで以上の手厚いサポートと時間を要するようになってきており、指導を担当する中堅看護師にとっては業務負担の要因の1つとなっていることが指摘されている。
- そこで、本事業では、看護師養成や看護現場のデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という）を促進し、**看護業務及び看護職員育成の効率化の推進及びその効果を評価することで、患者に提供される看護サービスのさらなる向上を目的とする。**

## 2 事業の概要・スキーム



# 中央・都道府県ナースセンター（事業概要）

## ○中央ナースセンター(人材確保法第20条):1か所【各都道府県ナースセンターの中央機関】

- ①都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動
- ②都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整、指導その他の援助
- ③都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供
- ④2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動
- ⑤その他都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務

## ○都道府県ナースセンター(人材確保法第14条):47か所【看護職員確保対策の拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関】

各都道府県の看護職員確保対策の拠点として、

- ①近年の少子化傾向から若年労働力人口の減少を踏まえ、潜在看護職員の就業促進を行うナースバンク事業
- ②高齢社会の到来に対応するための訪問看護支援事業（訪問看護師養成講習会等）
- ③看護対策の基盤となる「看護の心」の普及に関する事業

※平成10年度 運営費を一般財源化

# ナースセンターによる看護職員の復職支援の強化

都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援を強化するため、看護師等人材確保促進法を改正（平成27年10月1日施行）

- 看護師等免許保持者による届出制度の創設** - 看護職員が病院等を離職した際などに、連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出る（努力義務）
- ナースセンターの機能強化** - 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんと復職研修の一体的実施などニーズに合ったきめ細やかな対応
  - 事業運営について地域の医療関係団体が協議、ハローワーク等と密接な連携、支所等の整備による復職支援体制の強化

### 都道府県ナースセンター

届出情報に基づき、離職後も一定のつながりを確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチして支援

#### 【支援の例】

- ・復職意向の定期的な確認
- ・医療機関の求人情報の提供
- ・復職体験談等のメールマガジン
- ・復職研修の開催案内
- ・「看護の日」等のイベント情報
- ・その他復職に向けての情報提供

届出データベース  
「とどけるん」



助言等

都道府県看護協会が医師会、病院団体等とナースセンターの事業運営について協議

連携

ハローワークや医療勤務環境改善支援センター等と密接に連携

支援体制強化

より身近な地域での復職支援体制を強化（支所等の整備）

### 医療機関等に勤務する看護師等



離職

離職時の届出  
※代行届出も可

届出

復職

### 離職中の看護師等



- ・子育て中
- ・求職中
- ・免許取得後、直ちに就業しない
- ・定年退職後 など

ニーズに応じた  
復職支援

## ■ 看護師等人材確保法に基づく看護師等免許保持者の届出（平成27年10月1日施行）

- 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）は、病院等を離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならない。

### 1 届け出るタイミング

#### ①病院等を離職するなど以下の場合

- 病院等を離職した場合 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
- 免許取得後、直ちに就業しない場合
- 平成27年10月1日において、現に業務に従事していない看護師等

#### ②既に届け出た事項に変更が生じた場合

### 2 届け出る事項

- 氏名、生年月日及び住所
- 電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 就業に関する状況

### 3 届け出る方法

- 届出は、インターネット経由でナースセンターに届出する方法を原則とする。  
<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>（看護師等の届出サイト「とどけるん」）

### 4 関係者による届出の支援

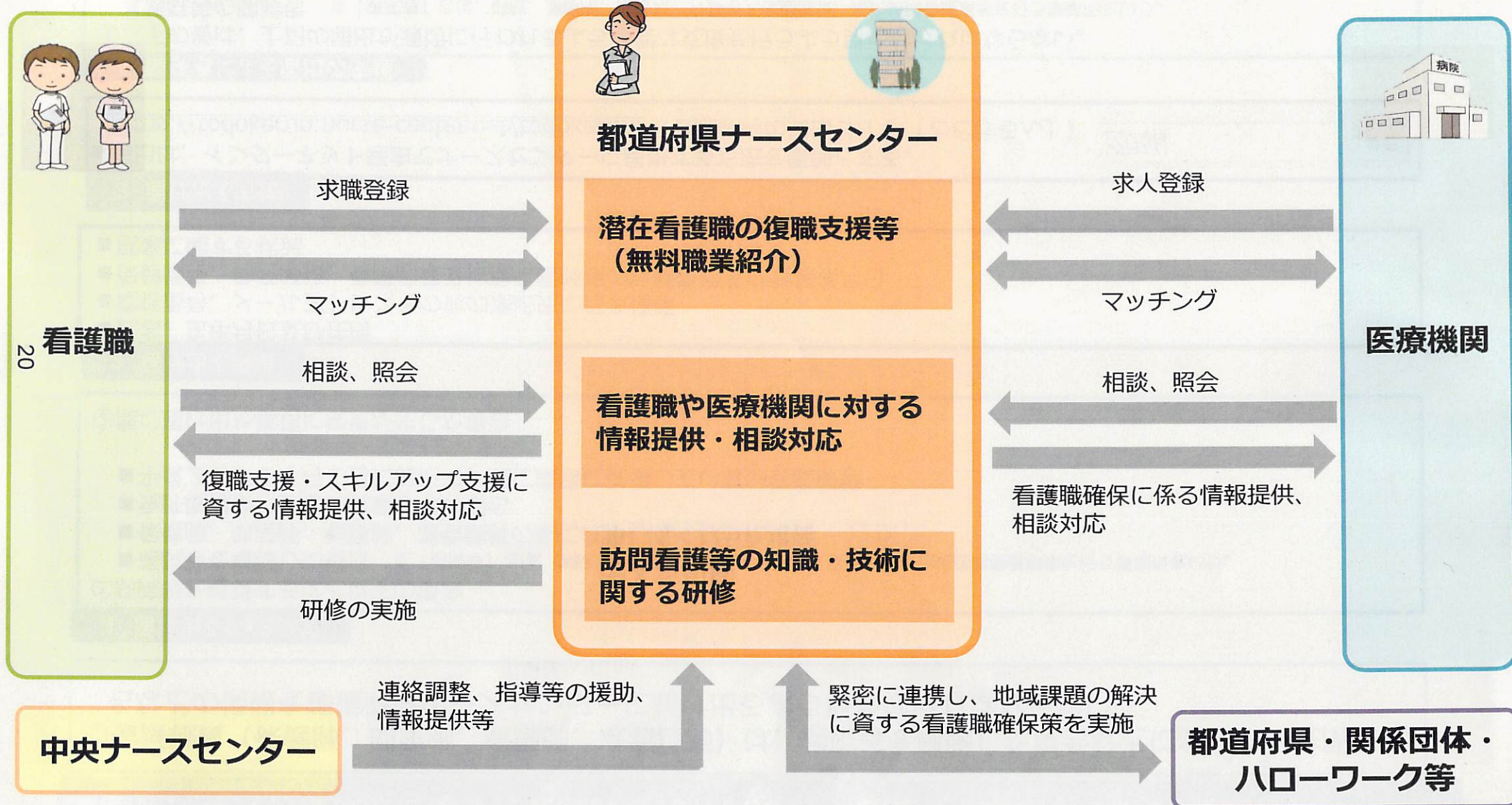
#### ①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 病院等の開設者 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の学校及び養成所の設置者

#### ②「支援」とは、看護職員に対して届出を行うよう促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所においてはキャリア教育の一環として届出制度について学生を教育する 等

# ナースセンターによる看護職の就業・資質向上支援

都道府県ナースセンターは、①潜在看護職の復職支援等（無料職業紹介）、②看護職や医療機関に対する情報提供・相談対応、③訪問看護等の知識・技術に関する研修の実施等を通じて、地域における看護職の就業・資質向上を支援している。



※平成30年末時点の推計では、65歳未満の就業者看護職員数は約154.0万人（平成22年末：約139.6万人）、65歳未満の潜在看護職員数は約69.5万人（平成22年末：約71.5万人）

（資料出所）令和2年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「新たな看護職員の働き方等に対応した看護職員需給推計への影響要因とエビデンスの検証についての研究」（代表研究者：小林美亜）、平成24年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「第七次看護職員需給見直し期間における看護職員需給数の推計手法と把握に関する研究」（代表研究者：小林美亜）

# 災害・感染症に係る看護職員等確保事業

令和6年度概算要求額：56百万円（53百万円）※（）内は前年度当初予算額

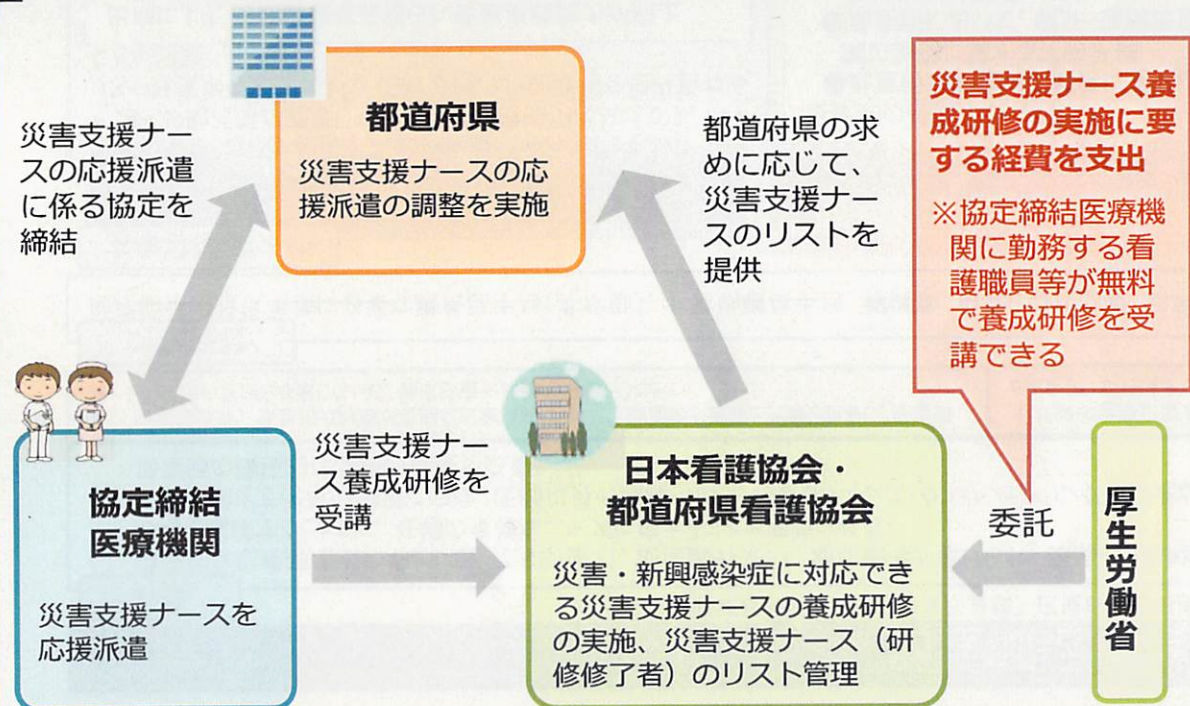
## 1 事業の目的

- 災害や新興感染症の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員等の確保を図るためには、災害や新興感染症の発生時に他の医療機関への応援派遣に的確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成を推進して、リスト化するとともに、大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで災害支援ナース等の応援派遣を調整できる体制の整備が必要。
  - このため、厚生労働省からの委託に基づき、日本看護協会・都道府県看護協会において、災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成研修を幅広く実施して、リスト化を進めるとともに、全国レベルで災害支援ナース等の応援派遣を調整できる体制を構築する。
- ※ 令和5年度は補助事業（新型コロナなど新興感染症等に係る看護職員等確保事業）として実施しているが、改正医療法・改正感染症法の施行（令和6年4月施行）に伴って、令和6年度においては厚生労働省からの委託事業として実施するもの。

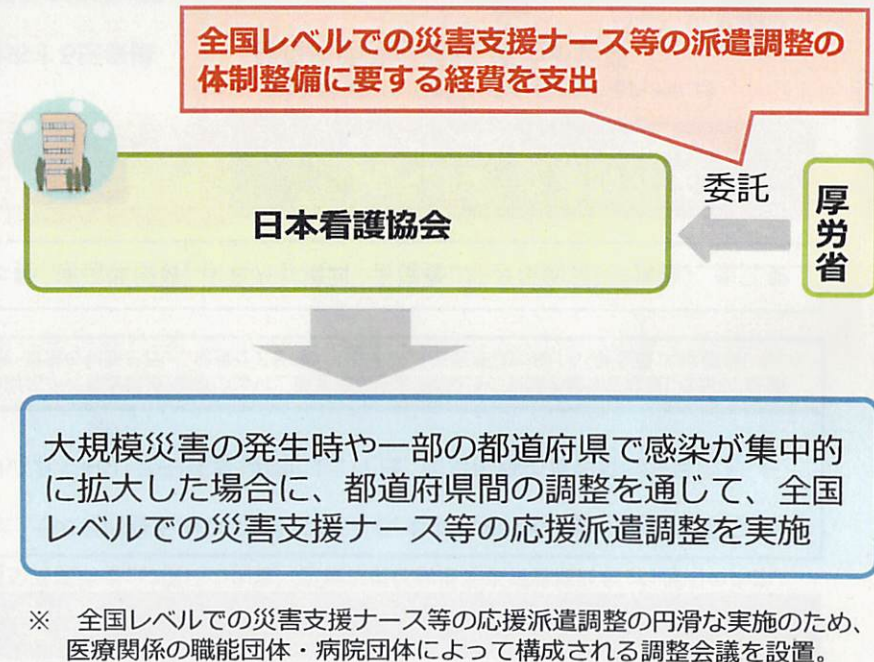
## 2 事業の概要

### 1. 災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成

21



### 2. 全国レベルでの災害支援ナース等の派遣調整の体制整備



# 助産師活用推進事業

令和6年度概算要求額（令和5年度予算額）医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数）

## 背景

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産\*1、助産師外来\*2、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

\*1「助産師外来」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

\*2「院内助産」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。（※医療法における「助産所」には該当しない）

## 対象経費

助産師活用推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費

## 主な目的や方法

### 助産師出向

の検討、計画立案、運営、評価等

▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

- 都道府県協議会\*の設置
- 実践能力の高い助産師を育成

\*既存の看護職員確保や助産師出向支援等の協議会でも可（都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等）



### 【具体的な例】

- ・助産所で勤務する助産師による病院・診療所でのハイリスク妊産婦の管理
- ・病院で勤務する助産師の助産所での妊産婦への支援の実施
- ・新生児蘇生の技術修練
- ・助産学生の実習施設確保のための調整
- ・助産師の偏在の実態把握の調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置

など

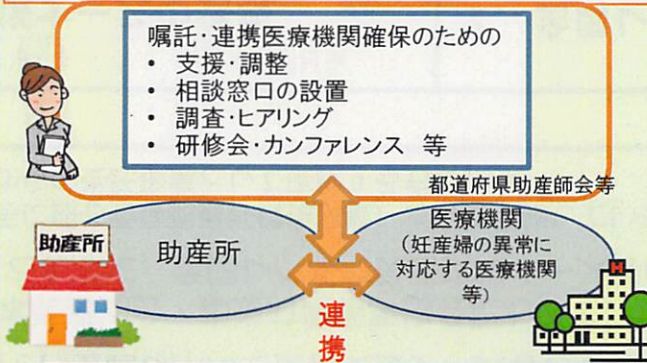
活用例

### 助産所と嘱託連携医療機関等の連携

に係る支援

協議会の設置などにより、

- 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握
- 助産所において、嘱託・連携医療機関等を円滑に確保できるよう調整・支援



### 【具体的な例】

- ・助産所と医療機関の
  - 連携状況のヒアリング
  - 連携についての情報交換会
  - 連携した産後ケアの実施にむけた支援・調整
  - オープンシステム/セミオープンシステムの活用に向けた調整・調査
- ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置

など

### 院内助産・助産師外来 の実際及び効果についての理解促進

▶ 院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が必要



産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

### 【具体的な例】

- ・関係者の理解促進のための院内研修や勉強会の実施
- ・情報収集のための他施設の見学
- ・業務マニュアルの策定の支援
- ・院内助産・助産師外来の実施及び効果についての調査

など

# 看護職員等定着のための緊急支援 新人看護職員等の就業継続支援事業

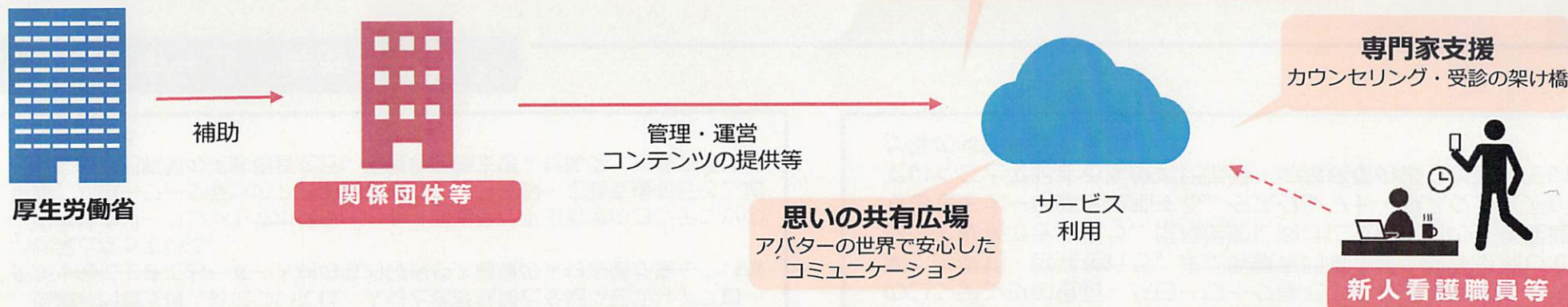
令和6年度概算要求額 29百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 2021年の新人看護職員の離職率は、**2005年以降最高値の10.3%**であり、**35%の病院で総退職者が増加している**。<sup>※1</sup>
- 新型コロナウイルス感染症の流行以前より、**看護基礎教育と臨床現場との乖離**が離職に関する大きな課題として取り上げられていた中、新型コロナウイルス感染症により、看護師等養成所（大学含む）では**約70%以上の学校で臨地実習が実施できておらず**、そういった背景を持つ新人看護職員は「**状況の変化に気づき、対処する能力**」や「**人間関係を形成するコミュニケーション能力**」が低く「**チームになじめていない**」、「**看護技術の習得度が低い**」との指摘がある。<sup>※1※2</sup>
- そこで、本事業では**気兼ねなくコミュニケーションをとることができる空間の提供**や、**継続的に学習できる場を提供**することで新型コロナウイルス感染症により影響を受けた看護職員の就業継続を支援することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

23



### 関係団体等

- メタバース（仮想空間）内に看護職員が集う街を創設
- 人間関係を形成する力が未熟で、チームになじめない世代が、**安心してコミュニケーションをとりながら**、思いを共有し、**学び合える空間**とする。
- メンタルヘルスに関する専門家支援で誰にも見えない環境で、メンタルフォローを受けることができる。

## 3 実施主体等

関係団体等（補助率：10/10）

※1 日本看護協会「2022年病院看護実態調査」 ※2 令和3年6月看護学校協議会「看護師等養成所の管理・運営等に関する実態調査」



# 医療専門職支援人材確保・定着支援事業

令和6年度概算要求額 10百万円（10百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 医師の働き方改革を進めるにあたっては、医師・看護師等の医療専門職から、看護補助者や医師事務作業補助者のような「医療専門職支援人材」へのタスクシフト・タスクシェアが重要であるとされている。

医療専門職支援人材については、人材と医療機関とを結ぶ適切なアプローチが十分にできておらず、人材の数的確保や入職後の人材定着が進んでいない状況となっている。

引き続きリーフレットやポスター、PR動画及び手引書等のコンテンツの更新、ハローワーク等へのPR活動を通じて人材確保・定着支援を行う。加えて医療専門職間の実態調査を行い医療専門職支援人材確保・定着支援事業の促進を図る。

## 2 事業の概要

- 医療専門職支援人材の業務内容や魅力、医療専門職支援人材となる方法等を示したリーフレットやポスター、PR動画及び手引書等のコンテンツの更新、ハローワーク等でのPR活動を推進、医療機関への周知・啓発を行う。また医療専門職支援人材が継続して医療機関で勤務できるよう、医療機関に向けて支援人材の定着促進に資するセミナー研修を実施する。タスクシフト・タスクシェアが進んでいくことで起きる医療専門職間への業務量の偏りが起きていないか等の実態調査を実施。

## 3 事業スキーム・実施主体等

### <事業イメージ>

### <人材確保事業>

リーフレットやポスター、PR動画及び手引書等コンテンツの更新



(主な取組) 医療専門職支援人材の職種や魅力、仕事内容をPRするリーフレットやポスター、PR動画及び手引書等のコンテンツを更新する。

ハローワーク等でのPR



(主な取組) ポスターをハローワーク等で掲示する／動画をHPに掲載する等により、年齢層問わず幅広く周知する。

各医療機関で就業



### <定着支援事業>



医療専門職間の実態調査

(主な取組) 定着促進に資するセミナー研修や医療機関向けに支援人材の活用をテーマにした研修等の開催を実施。また、医療専門職間の実態についての調査も実施。

### <実施主体等>

- ①実施主体  
: 委託費（公募により選定）
- ②補助・拠出先  
: 学術団体等
- ③補助率・単価  
: 定額（10/10）
- ④負担割合（国、地方）  
: 委託費

# 経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

## 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業

令和6年度概算要求額(令和5年度予算額) 63百万円(63百万円)

経済連携協定に基づき入国する外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修を実施するとともに、外国人看護師候補者受入施設における就労・研修が円滑に進むよう、看護専門家及び日本語専門家等による受入施設に対する巡回訪問を実施し、看護分野や日本語の研修方法等について指導するとともに、受入施設や候補者からの相談・苦情等に対応する。

(対象経費) 人件費、謝金、旅費、光熱水料、賃金及び借料、消耗品費等  
(委託先) 公益社団法人国際厚生事業団(インドネシア・フィリピン・ベトナム)

## 外国人看護師候補者学習支援事業

令和6年度概算要求額(令和5年度予算額) 1.0億円(1.0億円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、委託費等  
(委託先) 公募により選定

## 外国人看護師候補者就労研修支援事業

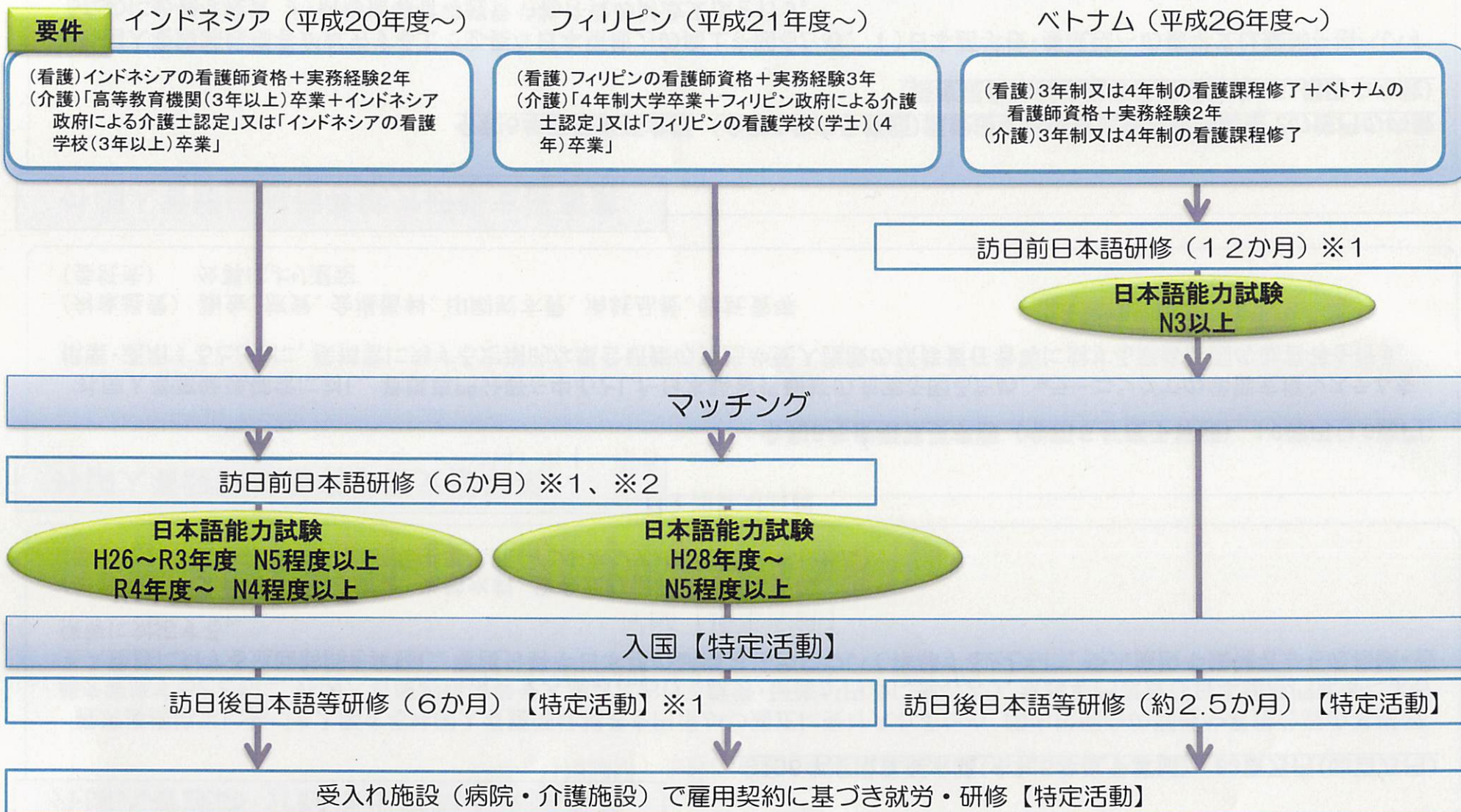
令和6年度概算要求額(令和5年度予算額)医療提供体制推進事業費補助金 267億円の内数  
(医療提供体制推進事業費補助金 251億円の内数)

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいするために必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県(間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)  
(対象経費) 報償費等  
(基準額) i)117千円/人 ii)461千円/施設  
(補助率) 定額

# 経済連携協定(EPA)に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定(EPA)に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【 】内は在留資格を示す。

注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。

注 介護については、フィリピン及びベトナムにおいて上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし)。

# 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ②

## 受入れに係る実績

### ●受入れ人数

2023年4月までの累計受入れ人数は8,000人超

注：受入れに際しては、国内労働市場への影響等を考慮して、受入れ

最大人数（各国ごとに看護200人/年、介護300人/年）を設定している。

		H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	累計
		インドネシア	看護	653	38	23	
	介護	1,792	300	274	263	271	2,900
フィリピン	看護	546	42	-	49 ※2 11	19	667
	介護	1,719 ※1	285	-	269 ※2 226	218	2,717
ベトナム	看護	101	41	38	37	22	239
	介護	791	176	193	166	131	1,457
	看護計	1,300	121	61	105	57	1,644
	介護計	4,302	761	467	924	620	7,074

(※1) フィリピンの介護については、就学コース（平成21年度及び平成22年度）の人数を含む。

(※2) 新型コロナウイルスの影響で入国が令和3年度となった。

### ●国家試験の合格状況 合格者数の累計

インドネシア		フィリピン		ベトナム		合計		合計
看護師	介護福祉士	看護師	介護福祉士	看護師	介護福祉士	看護師	介護福祉士	
227	1188	239	889 ※3	183	813	649	2,890	3,539

(※3) 就学コースにおいて養成校の卒業により資格取得した者（32人）を除く。

令和4年度国家試験の実績（合計欄の（ ）内は、日本人を含めた全体の数字）

	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
看護師 国家試験	130	15	11.5%	113	18	15.9%	92	42	45.7%	335 (64,051)	75 (58,152)	22.4% 90.8%
介護福祉士 国家試験	538	343	63.8%	435	238	54.7%	180	173	96.8%	1153 (79,151)	754 (66,711)	65.4% 84.3%

入国年度別の累計合格率（令和元年度入国者まで）

	看護師国家試験											介護福祉士国家試験										
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
インドネシア	30.6	46.2	38.3	27.6	41.7	31.7	33.3	39.1	24.1	25.8	21.1	53.3	77.5	76.9	78.5	69.7	62.1	59.8	58.6	57.0	64.7	67.6
フィリピン	17.2	23.9	34.3	17.9	51.6	52.8	46.7	55.0	58.8	47.5	35.7	41.0	67.3	52.9	60.7	59.7	56.6	63.5	57.9	58.3	60.7	57.3
ベトナム	-	-	-	-	-	85.7	100.0	83.3	95.5	96.2	78.0	-	-	-	-	-	94.8	98.1	97.2	97.6	96.0	96.8

(単位：%)

# 地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

## (1) 病床の機能分化・連携

### ○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備

院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

## (2) 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

### ○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

### ○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

### ○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

### (3) 医療従事者等の確保・養成

#### ○ 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

#### ○ 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

#### ○ 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施

看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。

#### ○ 看護職員の就労環境改善のための体制整備

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

#### ○ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

#### ○ 医療勤務環境改善支援センターの運営

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

#### ○ 看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

#### ○ 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

#### ○ 看護職員の定着促進のための宿舎整備

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舎の整備に対する支援を行う。

#### ○ 看護職員の勤務環境改善のための施設整備

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

## 令和6年度地域保健対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省健康局健康課保健指導室 令和5年8月

### 健康増進対策（地域保健対策含む。） 92億円（69億円）

人生100年時代の基盤である「健康」の維持・増進を図るため、令和6年度より「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」を行うこととしており、健康寿命の更なる延伸に向けて、健康づくり・生活習慣病の予防・栄養対策等の取り組みを進めていく。また、保健所、地方衛生研究所等の体制強化に向けた取組を推進する。

#### （1）健康づくり・生活習慣病対策・栄養対策等の推進 43億円（38億円）

壮年期からの健康づくりや脳卒中・心臓病等の生活習慣病の予防・早期発見等のため、健康増進法に基づき市町村等が実施する各種事業の支援等を行う。

（主な事業）

- ㊦・健康増進事業（肝炎対策を除く） 16億円  
健康増進法に基づいて市町村等が実施する健康増進事業（健康教育、健康相談、健康診査（骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等を含む）、訪問指導等）のうち、現在、歯周疾患検診の対象となっていない20代・30代を対象に加えることにより、生涯を通じた歯科健診（検診）の機会を確保し、歯・口腔の健康の保持・増進を図る。  
（補助先）都道府県（間接補助先：市町村）、指定都市  
（補助率）都道府県（1/2）、指定都市（1/3）
- ㊦・活力ある持続可能な社会の実現に資する栄養・食生活の推進事業 70百万円  
食塩の過剰摂取等の重要な栄養課題への取組を強力に進めるため、健康への関心が薄い層にも栄養面に配慮された商品が行き届き、健康的な食生活が送れるよう商品の開発・流通、情報提供等について、産学官連携を拡充し取り組む。  
（委託先）民間団体
- ・受動喫煙対策の推進 5.5億円  
受動喫煙対策に関するインターネット等を利用した普及啓発の実施等により、引き続き受動喫煙対策を推進する。  
（補助先）都道府県、政令市、特別区  
（補助率）1/2

#### （2）地域保健対策の推進 25億円（11億円）

地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進するとともに、令和4年12月に成立した改正地域保健法等に基づき、都道府県等における試験検査等の体制確保や人材育成に必要な支援を行う。

(主な事業)

- ㊦・保健所や地方衛生研究所等の機能強化等 22億円  
全ての保健所や地方衛生研究所等が次の感染症危機に備え、その機能を円滑に果たすことができるよう実践的な訓練等の実施に係る経費を補助する。  
加えて、地方衛生研究所等の検査機能を強化するため、地方衛生研究所等の感染症検査室に係る新設・改築等について、保健衛生施設等施設整備費補助金の対象に追加する。  
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区  
(補助率) 1/2

○被災者支援総合交付金(復興庁所管)

- ・被災地健康支援事業 98億円の内数  
東日本大震災で被災した福島県の仮設住宅に居住する被災者を対象とした各種健康支援活動等に必要な経費に対する財政支援を行う。  
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村)、指定都市  
(補助率) 都道府県(1/2)、指定都市(1/3)

(3) 生活習慣病予防及び女性の健康の包括的支援に関する  
研究などの推進 24億円(21億円)

生活習慣病の予防、診断及び治療に係る研究や、女性の健康の包括的支援に関する研究等を推進する。また、健康増進法に基づき実施している国民健康・栄養調査について、令和6年度は、健康日本21(第三次)のベースライン値を得るとともに地域格差を把握するため、大規模調査(調査地区の拡大)を行う。

(主な事業)

- ・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業(厚生科学課計上) 6.4億円
- ・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業(厚生科学課計上) 9.0億円
- ㊦・国民健康・栄養調査委託費等 3.5億円



令和6年度概算要求額 **2.3億円（-）** ※（）内は前年度当初、（結核感染症課 1.5億円 健康課 0.8億円）

## 1 目的及び背景

- 新たな感染症対策に対応できる知見を有する医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職の他、介護施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、そして行政においても感染症対策の政策立案を担う人材など多様な人材が改めて必要となっている。
- このため、感染症危機に対応できる高度な専門性を有するリーダーシップ人材を平時から育成し、有事において迅速に動員できるように人材育成を推進する。
- 令和4年度より研究班を立ち上げ感染症専門人材の実態・ニーズ調査を行い、令和5年度には、感染症専門人材の育成の方向性及び研修モデル事業実施に向けた具体的な検討を進めている。
- 令和4年の感染症法等の改正により、都道府県が平時から感染症の発生の予防・まん延防止に備え策定する予防計画において、「人材の養成及び資質の向上に関する事項」について定めることとし、保健所職員や都道府県職員等に年1回以上の研修及び訓練の回数を目標値としている。
- 令和5年5月に成立した国立健康危機管理研究機構設置法において、当該機構の業務として、感染症等に係る予防及び医療等に関し、人材の育成及び資質の向上を図ることが掲げられている。（第23条4項）
- 令和5年度に地域保健法基本指針（令和5年4月適用）に盛り込まれた保健所の実践型訓練に関して、各保健所の実施の参考となるプログラム案を作成することとしている。

32

## 2 ① 感染症危機管理リーダーシップ人材の育成・確保

### 【事業の概要】

- 感染症に関するリーダーシップ人材の育成プログラムを令和7年度から本格導入するため、令和6年度に事務局を設置し、研修プログラムの構築、受け入れ体制の整備等を開始する。
- 令和6年度中に感染症又は行政の知識を有する研修生を受入れを実施する。

委託先：国立国際医療研究センター

### 【補助内容】

- 研修事務局の運営費、講師の謝金、eラーニングシステムの運用費、研修期間中の研修生の旅費等

R6

体制整備

モデル事業

R7

本格実施

## 2 ② 都道府県等における感染症専門人材の育成・確保

### 【事業の概要】

次の感染症危機に備え平時から人材の養成・資質の向上を図るため、予防計画に基づき実施する研修や訓練等に係る経費に対して補助を行う。

### 【補助先】

都道府県、保健所設置市、特別区

### 【補助内容】

- 都道府県等が行う感染症に関する講習会の開催
- 保健所が実施する実践型訓練の実施等に係る費用 等

# 保健所における実践型訓練のイメージ

## ポイント

- ▶ リーダー研修（都道府県等が実施）等を受講した保健所職員が訓練の企画・実施を主導
- ▶ 外部からの応援人員の参集、感染症有事体制の立ち上げから個々の業務の実践まで行う
- ▶ 専門家等による評価を実施し、訓練により明らかになった課題をもとに健康危機対処計画等の見直しを行う

## 企画・運営

- ・ 保健所職員が都道府県等で実施するリーダー研修等を受講  
⇒ 受講者が中心となって保健所での実践型訓練を企画・運営



## 訓練（イメージ）

### ① 健康危機事案の発生

### ② 人員の参集

- ・ 保健所職員
- ・ 本庁等からの応援職員
- ・ IHEAT要員
- ・ 市町村からの応援派遣等

### ③ 体制の立ち上げ

- ・ 保健所内に対策本部設置
- ・ 指揮命令系統の確立

### ④ 感染症対応業務

#### 検体搬送

- ・ 疑い患者の検体回収
- ・ 地方衛生研究所等への検体搬送



#### 患者移送

- ・ 入院医療機関への陽性患者の移送



#### 積極的疫学調査

- ・ 陽性患者の行動歴聴取
- ・ 濃厚接触者の特定
- ・ 濃厚接触者への連絡



保健所

連携

- ・ 都道府県等本庁
- ・ 地方衛生研究所等
- ・ 消防機関
- ・ 医療機関
- ・ 市町村



拡充

推進枠

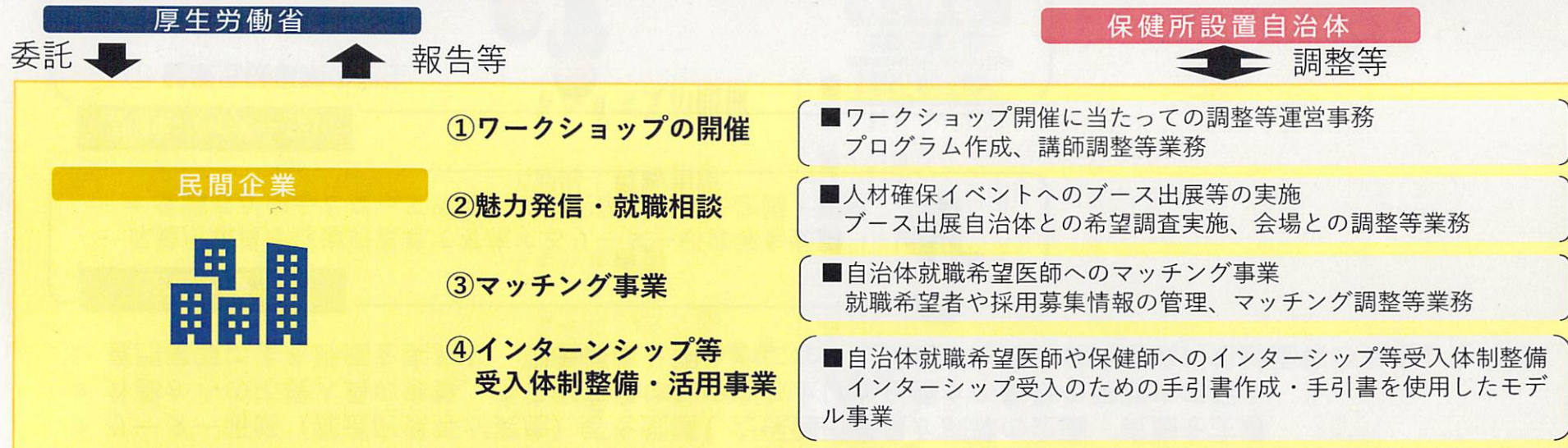
# 公衆衛生医師・保健師人材確保支援事業

令和6年度概算要求額 45百万円（12百万円）

## 1 事業の目的

- 自治体で働く公衆衛生医師及び保健師について、
    - ・ 地方財政措置において、保健所における感染症対応業務に従事する保健師等に関して、増員の措置を行い人材確保の取組を後押ししているところであるが、募集を行っても人が集まらず人員を確保できない自治体も数多く存在する。
    - ・ 公衆衛生医師は、人材確保イベントへのブース出展を実施し、HPに各自治体の求人情報を掲載しているところであるが、現状、当省職員のみで対応しているため、情報管理やマッチング等までは至っていない。
- ※令和3年10月1日現在 保健所長の兼務率は約15%
- このため、自治体で働く公衆衛生医師及び保健師の人材確保に向け一体的に事業を行うために民間企業等に委託して実施するための要求を行う。

## 2 事業の概要・スキーム等



## 3 実施主体等

実施主体：民間企業等

新規

推進枠

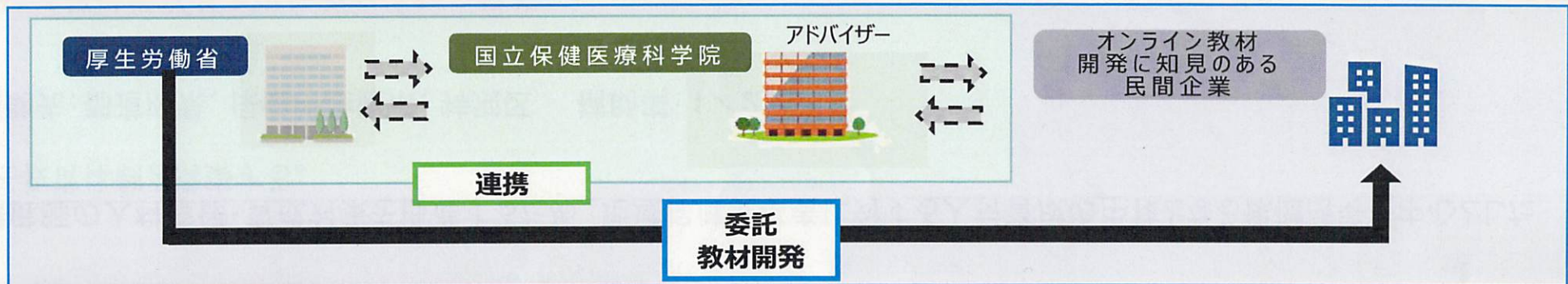
# 自治体保健師のマネジメント能力向上のためのeラーニング開発事業

令和6年度概算要求額 17百万円（新規）

## 1 事業の目的

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症法や地域保健法等の改正により、保健所における感染症等の健康危機への対応体制の強化が求められており、令和5年3月の地域保健指針の改正において、保健所の総合的なマネジメントを担う保健師の配置や、市町村への統括保健師の配置を求められたところ。
- 現在、国立保健医療科学院（以下：科学院）において、都道府県等（一般市町村を除く）の保健師に公衆衛生看護研修（中堅期・管理期・統括保健師）を開催している。科学院の研修受講者は、一般市町村の保健師を対象とした研修開催の指導・支援する仕組みになっているが、今後、統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を拡充するためには、中堅期から次期管理者に向けた市町村も含めた自治体保健師の研修の受講機会の増加が喫緊の課題である。
- このため、一般市町村も含めた自治体保健師のマネジメント能力の向上をめざし、オンラインでも活用できる研修教材（eラーニング）を開発するため、要求するもの。

## 2 事業の概要・スキーム等



### 自治体保健師の研修教材（eラーニング）の開発経費

- ①自治体保健師のマネジメント能力を育成するための研修教材（eラーニング）の開発
- ②自治体保健師のマネジメント能力育成のための研修教材の活用実態の分析と効果的な活用方法の提示

## 3 実施主体等

実施主体：民間企業等

# 自治体保健師人材育成関連予算の概要について

令和6年度概算要求額 31百万円（31百万円）

## 地域保健従事者現任教育推進事業

保健師の人材確保・育成対策を推進するため、地域保健従事者に対する人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制を構築する。

【補助先：都道府県、保健所設置市、特別区 補助率：1／2】

### 1 地域保健従事者の現任教育体制の構築

- (1) 保健師に係る研修事業について、企画・立案・評価・検証するための検討会等開催経費
- (2) 都道府県保健所が管内市町村の研修体制等について、把握・評価・助言するための検討会等開催経費
- (3) 人材育成ガイドラインの作成及び評価に係る検討会等の開催経費
- (4) 国立保健医療科学院が実施する研修への参加する際の旅費等

### 2 保健師等連携体制構築支援事業

多様化、高度化する住民のニーズに応えたサービスを提供するため、保健師が、保健、医療、福祉、介護等における関係機関・団体等と連携し、包括的な支援体制を構築するための知識及び技術を習得するとともに、連携、調整や行政運営に関する能力を習得するため、実際に業務の実施状況を確認しながら、専門的知識や経験を有する保健師や他職種により必要な助言等を行うための経費。

# 地域・職域連携推進における国庫補助【地域・職域連携推進事業】

令和6年度概算要求額 58百万円（58百万円）

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

## 国：地域・職域連携推進事業

### 都道府県：地域・職域連携推進協議会

#### 〈地域〉

- ・都道府県
- ・保健所
- ・福祉事務所
- ・精神保健福祉センター
- ・市町村 等

#### 〈関係機関〉

- ・医師会
- ・歯科医師会
- ・薬剤師会
- ・看護協会
- ・保険者協議会
- ・医療機関 等

#### 〈職域〉

- ・労働局
- ・事業者代表
- ・産業保健総合支援センター
- ・商工会議所
- ・商工会連合会

### 主な事業内容

- 地域・職域連携により実施する保健事業等について企画・立案、実施・運営、評価等を行う
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討 等

### 2次医療圏：地域・職域連携推進協議会

#### 〈地域〉

- ・保健所
- ・市町村
- ・住民代表
- ・地区組織 等

#### 〈関係機関〉

- ・医師会
- ・医療機関
- ・ハローワーク 等

#### 〈職域〉

- ・事業所
- ・労働基準監督署
- ・商工会議所
- ・健保組合
- ・地域産業保健センター 等

### 主な事業内容

- 特定健診・保健指導の結果データ等を基に、管内の事業の評価・分析
- 特定健診・特定保健指導、各種がん検診等の受診率向上のための情報収集・共有
- 共同事業の検討・実施 等

- ・都道府県、保健所設置市及び特別区がこの実施要綱に基づき実施する地域・職域連携推進事業に要する経費については、予算の範囲内で国庫補助を行うこととする。
- ・補助率：1/2 ※補助先：都道府県、政令市、特別区

# 都道府県医療勤務環境改善支援センター

医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関への支援体制の構築（平成26年10月1日施行）

## 【事業イメージ（全体像）】

医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国の指針・手引きを参照して、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を創設するとともに、各都道府県に、こうした取組を行う医療機関に対する総合的・専門的な支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を設置する。センター事業は地域の医療関係団体等による実施も可能。（都道府県の実情に応じた柔軟な実施形態が可能。）

## 都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート

**医療労務管理支援事業**  
（医療労務管理アドバイザー等の配置）

○労務管理面でのアドバイザー等の配置

社会保険労務士、  
医業経営コンサル  
タントなど

一体的な  
支援

**医業経営アドバイザー**

○診療報酬制度面  
○医療制度・医事法制度面  
○組織マネジメント・経営管理面  
○関連補助制度の活用  
等に関する専門的アドバイザーの派遣等

地域医療介護総合  
確保基金対象事業

労働基準局予算

都道府県労働局が執行

令和6年度概算要求 労働保険特別会計7.9(7.6)億円

都道府県  
労働局

※地域の関係団体と連携した支援  
医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・病院協  
会・社会保険労務士会・医業経営コンサルタント協会  
等

マネジメントシ  
ステムの普及・導入支援  
相談対応、情報提供  
等

**医政局予算**

都道府県衛生主管部局

令和6年度概算要求額 地域医療介護総合確保  
基金 公費1,029億円(1,763億円)の内数

## 勤務環境改善に取り組む医療機関

勤務環境改善マネジメントシステム



院内で、院長、各  
部門責任者やス  
タッフが集まり協  
議

ガイドラインを参考に改  
善計画を策定

現状の分析

課題の抽出

改善計画の策定

- ・医療従事者の働き方・休み方の改善  
多職種の役割分担・連携、チーム医療の推進  
医師事務作業補助者や看護補助者の配置  
勤務シフトの工夫、休暇取得の促進 など
- ・働きやすさ確保のための環境整備  
院内保育所・休憩スペース等の整備  
短時間正職員制度の導入  
子育て中・介護中の者に対する残業の免除  
暴力・ハラスメントへの組織的対応  
医療スタッフのキャリア形成の支援 など

# ナースセンター・ハローワーク連携事業の概要

職業安定局

## 事業目的及び事業内容

令和6年度概算要求額 人材確保対策推進費 48億円の内数

ナースセンターとハローワークの連携により、看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）への就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングの強化を実施。

### 【主な事業内容】

- ① 支援対象の求職者及び求人に関する情報の共有
- ② ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施
- ③ 両者の緊密な連携による、支援対象の医療機関等を対象とした求人充足支援

